

# 研究開発成果の施策への反映



都市研究部長 佐藤 研一

(キーワード) 都市研究部、国総研年報、施策への反映、技術指導

## 1. 都市研究部発足15年

都市研究部は、2001年（平成13年）4月、省庁再編による国土交通省の発足に伴い創設された国総研の組織として誕生し、以来本年2016年（平成28年）で15年を迎える。

この間、「国土の利用、開発及び保全のための住宅・社会資本に関連する技術で、国土交通省の所掌事務に関わる政策の企画及び立案に関するものの総合的な調査、試験、研究及び開発を行う」国総研の中で、「都市計画、都市施設、都市防災、都市開発に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導」を担ってきた。

国総研は国土交通省の組織として、「①政策の企画・立案・遂行に資する調査・研究等、②法令等に基づく技術基準の原案作成、③住宅・社会資本整備に関する技術指導の研究等を行い、得られた研究成果の普及に努める」ことを具体的役割としている。

本稿では、都市研究部15年を機に、国総研の具体的役割である上記の①から③の果実、言葉を変えれば、成果の施策への反映及びその普及、が都市研究部でいかに行われてきたかを、毎年刊行される国総研年報からたどり今後の参考としてみたい。

## 2. 研究開発成果の施策への反映

国総研年報は国総研の各年度の活動・成果を網羅的にとりまとめ記録・保存する図書で、住宅・社会資本の整備、管理に携わる方々も参考になるよう公表されている。第1章総論、第2章活動、第3章成果・広報を基本構成とし、本稿で取り上げる施策への反映については、第3章成果・広報に記載されている。

施策への反映について、国総研全体の件数で創設直後を除き毎年約50～100件前後、都市研究部関係に

ついても例年1～10件前後の記載がある。その内容を見ると、法令への反映、技術基準・技術指針等への反映、新規施策への反映、さらにその周知・普及の取組みまで多様であるが、法令に関する技術基準・技術指針等への反映の件数が多い。

時系列でみると、国土交通省の組織として必要な技術的支援に関する取組みの跡が見て取れる。当初は密集市街地対策に関する成果がほとんどで、当時の国策であった都市再生に重点があった。その後中心市街地活性化問題が取りざたされる時期と相前後して地方公共団体のまちづくり支援を、平成23年東日本大震災後は災害調査や液状化対策等を実施している。平成24年に低炭素まちづくり法が施行されたが、それ以前から地球環境に関する研究を継続し施策として実現している。最近では人口減少社会やコンパクトシティに関する研究を地方創生に関する施策に反映している。

一般に研究開発は、社会的な事件の勃発等に伴って開始されるものと、研究上・政策上の問題意識が先にあって開始され、社会の意識変革にしたがい施策化されるものに大別される。どちらが重要ということはないが、前者は短期間で施策になることから国民の目からわかりやすく、後者は施策の実現まで10年以上の長期にわたるものもあり研究開発の意義が見えにくいと言われる。この観点から都市研究部関係の事例について見ると、年報の記述上一見前者が多いように見えるが、実はほとんど後者であることに注意する必要がある。

施策への反映と併せて、その周知・普及あるいは技術指導をほぼ同時に実施していることも都市研究部の特徴である。都市研究部が対象とする都市・まちづくりは、企画立案を国が担うことがあるものの、

実施主体は地方公共団体や自治的な住民団体等である。高度で先端的な研究開発を平易で汎用的な技術として提供し活用してもらうためには、研究開発を通じた施策の実現と同時に利用者への技術指導が欠かせない。

### 3. 施策への反映としての技術指導

都市研究部の技術指導は、主に地方公共団体、中でも区市町村を対象としている。技術指導は研究開発で得た知識と技術を直接現場に適用する、まさに施策への反映の機会である。と同時に現場のニーズ・課題の把握を通じて技術のレベルを高め、研究開発を促進する貴重な機会でもある。

一方で15年間の成果の蓄積は膨大で、しかも現場の実情に応じて個々に技術指導するのは時間と労力を要する大変な作業である。一つ一つの要望に応えることには自ずと限界があるものの、近年力を入れて取り組んでいる。利用者独自で成果を活用できるプログラムの公開やマニュアルの提供等、効果的・効率的な技術指導に努めている。

しかし課題もある。行政経験しかない地方公共団体の職員にとって、プログラムは関が高く利用の継続も難しい。また、プログラムやマニュアルは利用を通じて改良や更新等メンテナンスが必要であるが、その処理は片手間にできるものではない。

地方公共団体の中には独自に都市・まちづくり分野の研究機関を設置し、専門の研究者を配置しているところもある。研究開発に加え施策の反映という観点から、今後はこうした地方公共団体の研究機関との連携を深めることが有効かもしれない。これは国総研都市研究部だけでは埋めきれない広範な研究領域をカバーするという利点もある。

また、プログラムやマニュアルをメンテナンスするための時間と費用を捻出する方策を考えなければならない。まとめて専門化する、建築研究振興協会等の民間団体と連携する、利用者から費用を回収する、実験施設の維持管理に相当する費用として資源配分があってもよいと思う。

#### 国総研年報 施策への反映（都市研究部）

- (平成15年度年報)
- ・密集市街地における防災街区整備促進法の改正と地区防災性能評価マニュアルの作成
- (平成17年度年報)
- ・市街地防災性能評価のためのシミュレーションプログラムの開発・公開
- ・「まちづくりと一体となったLRT導入計画ガイドダンス」の策定及び公表
- (平成18年度年報)
- ・改正密集市街地整備法施行規則における技術基準の検討
- ・防災街区整備地区計画作成技術指針の整備
- ・「まちづくり交付金指標活用マニュアル」の策定
- ・「密集市街地整備のための集団規定の運用ガイドブック」の普及
- ・生活道路の整備・運用 ～建築基準法関係規定運用指針への反映～
- (平成20年度年報)
- ・「密集市街地整備のための集団規定の運用ガイドブック」の普及
- ・「低炭素都市づくりガイドライン（素案）」への反映と「環境行動計画モデル事業」への技術的支援
- (平成21年度年報)
- ・「低炭素都市づくりガイドライン」への反映
- ・「密集市街地整備のための集団規定の運用ガイドブック」の普及
- (平成22年度年報)
- ・住生活基本計画（全国計画）における密集市街地整備政策の見直しへの反映
- ・「密集市街地整備のための集団規定の運用ガイドブック」の普及
- (平成23年度年報)
- ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震調査研究（速報）の発行
- ・Summary of the Field Survey and Research on “The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake (the Great East Japan Earthquake)”の発行
- ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震被害調査報告の発行
- ・「密集市街地整備のための集団規定の運用ガイドブック」の普及
- (平成24年度年報)
- ・「東日本大震災による液状化被災市街地の復興に向けた検討・調査について（ガイドダンス（案））」の公表
- ・宅地液状化対策における「地下水位低下工法」の適用効果等を簡易に計算可能なソフトの開発
- ・「液状化被災市街地における地下水位低下工法の検討・調査について（ガイドダンス（案））」の公表
- ・宅地液状化対策における「格子状地中壁工法」の適用効果等を簡易に計算可能なソフトの開発
- ・「密集市街地整備のための集団規定の運用ガイドブック」の普及
- ・「都市の低炭素化の促進に関する法律」におけるヒートアイランド対策に関する技術的助言
- (平成25年度年報)
- ・液状化被災市街地における格子状地中壁工法の検討・調査について（ガイドダンス（案））」の公表
- ・液状化被災市街地における復興対策検討会
- ・市街地液状化対策に係る被災自治体実務者向け意見交換会
- ・都市計画基礎調査担当者会議における「アクセシビリティ指標」の解説
- ・都市計画基礎調査データ分析例（案）における「アクセシビリティ指標」に関する内容の反映
- ・平成25年度都市防災・災害担当者会議
- ・JIS規格原案「建築ファサードの燃え拡がり試験方法」の作成
- ・「密集市街地整備のための集団規定の運用ガイドブック」の普及
- ・建築基準法の一部改正に向けた調査協力
- (平成26年度年報)
- ・「密集市街地整備のための集団規定の運用ガイドブック」の普及